

平成 2 7 年 藤枝市議会 2 月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(議案審査)

平成 2 7 年 3 月 2 0 日

[本 会 議]

杉山委員長に代わり、私から総務文教委員会に付託されました、議案８件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第２２号議案「藤枝市行政手続条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より「行政手続法の適用がない条例に基づき、市が行う処分及び行政指導について具体的にはどのような事例が考えられるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「第３４条の２は、行政指導の中止等の求めだが、これに関連する条例は６本あり、例えば、まちをきれいにする条例では、ポイ捨てをしている違反者に対して勧告ができるが、勧告の対象となった者は中止の求めをすることができようになる。第３４条の３は、処分等の求めだが、これに関連する条例は９件あり、あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例、自転車等の放置防止に関する条例、まちをきれいにする条例、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、飼い犬条例、下水道条例、普通河川条例、都市公園条例、ペット霊園等の設置及び管理に関する条例である。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第２３号議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について申し上げます。

はじめに、「今回の改正で、教育行政の責任体制の明確化あるいは一元化したことについて、当局はどのように考えているのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今まで教育委員長は、教育委員会の重要な職責を果たしてきたが、今回、教育委員長と教育長が一本化されることにより、責任が一層明確になる。また、いじめのような緊急事案が発生した場合、教育長が陣頭指揮をとって、責任者として迅速に対応しやすくなる。」という答弁がありました。

次に、「総合教育会議の構成員は市長、教育長、教育委員４名で合議制だが、市長が教育大綱の策定権を持っていることについて伺う。」という質疑があり、

これに対して、「総合教育会議の座長は市長が努めるが、市長も教育委員会も同じ執行機関であり、対等な立場で協議することとなる。大綱についても策定は市長が行うが、総合教育会議で協議・調整することとなる。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第２４号議案「藤枝市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 25 号議案「藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

始めに、「今回の人事院勧告は、例年行われる勧告とどう違うのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「今回の人事院勧告は、給与の総合的見直しが盛り込まれたことに特徴がある。具体的には、地域間、世代間の給与配分の適正化を図る目的で、民間賃金水準を踏まえて給料表を引き下げ、その代わりに地域手当を加算するというものであり、その中で、高年齢者の給与を抑制し、給与カーブを見直すという内容になっている。」という答弁がありました。

続いて、討論に入り、「公務員の給与を下げたから民間を下げる、民間の給与を下げたから公務員を下げるという形は、非常に悪い負の連鎖で、その結果として、非常に景気が悪くなっている。特に、若者の労働者の半分以上が非正規という状況が本当に日本を冷えさせている。よって、公務員の給与は守るという立場で反対する。」という討論がありました。

次に、「藤枝市職員の給料月額の改定等について、平成 26 年 8 月 7 日付の人事院勧告に基づき、国家公務員に対する給与改定が行われたことに伴い、改定処置を講ずるため条例の改正を行うものである。本市は、これまで給料月額や期末勤勉手当の改定について人事院勧告に準拠し、引き上げ、引き下げのいずれの場合も実施してきた経緯があり、今回も、給与の官民均衡を図るための処置と市民の公務員給与に対する信頼を得るための処置であると考えられる。

今回の改正は、藤枝市職員の給料月額を平均 1.8% 引き下げるという、職員にとっては非常に厳しい内容だが、議案上程に当たり職員組合とも十分な協議を重ね、合意を得た上での条例改正で、その内容は情勢適応の原則にかなうもので適当であると考え賛成する。」という討論がありました。

以上のような討論を経て、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 26 号議案「藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第 27 号議案「藤枝市部設置条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

一委員より、「平成 27 年度に向けた組織改正で市長公室の廃止があるが、その目的と背景を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「来年度は総合計画後期計画や地方創生に伴う総合戦略等を策定するので、前期計画の総仕上げを着実にやりながら、これまで以上に組織の機動力、推進力を向上させるために改正するものである。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第２８号議案「藤枝市大井川河川敷スポーツ広場グラウンドゴルフ場条例の一部を改正する条例」及び、第２９号議案「藤枝市都市公園条例の一部を改正する条例」、以上２件について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、いずれも全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。